

相続の事例⑤～マイケル・ジャクソンの遺言

2009年6月に突然亡くなった、「人類史上最も成功したエンターテイナー」と言われるマイケル・ジャクソン。死亡時にはプラスの資産はなく、5億ドル(約600億円)ほどの負債があったとされました。しかし死後にも稼げるのが「キング・オブ・ポップ」です。ペプシ社とアルバム『BAD』の25周年記念タイアップの契約を結び、またシルク・ドゥ・ソレイユのマイケルをテーマにしたショーから入る収益などもあり、遺産管理団体であるマイケル・ジャクソン・エステートは、早々と返済したとされています。

よく準備された遺言

エンターテイナーとしての最高の成功者であったマイケルは、彼の死後の事もほぼ完璧に自分の想いが残せるよう、遺言書を準備していました。2002年に作成されたマイケルの遺言書は、彼の死後、ネットにも公表され、誰でも内容を知ることができます。

3億ドルと見積られる資産のうちの20%は慈善団体に寄付し、40%を彼の子供たちに、実母キャサリンさんに40%が分配されます。

マイケルには3人の子供(プリンス、パリス、ブランケット)がいます。彼は子供たちを健全に育成するために、全資産を一気に渡すことはせず、年齢が上がるとともに徐々に資産を渡していくよう明記し、子供たちが30歳になったら資産の1/3、35歳で1/2が渡り、40歳になった時にやっとすべての相続資産を自由に使えるようにしています。

キャサリンさんが亡くなった場合は、全ての資産は子供たちのものになり、実父ジョセフさんと兄弟、元妻には遺産は遺しませんでした。

アメリカと日本の相続税の違い

日本の相続税では遺産分割で遺贈を受けた相続人各自が納税義務を負いますが、アメリカでは遺産を1つの法的主体とみなして「遺産財団」が納税義務者になります。したがってアメリカでは相続人の数にかかわらず一括して課税されるので、相続税額はわかりません。

またアメリカでは、遺産税の非課税控除枠は日本の相続税よりかなり有利です。年度によって異なりますが、2012年度では一人当たり500万ドル(約6億円)まで非課税で、配偶者と慈善団体への寄付についてはどれだけ遺贈しても税金はかかりません。遺留分という規制なしに、遺言で思い通りに遺贈先および遺贈額を指定できるのです。

遺言書の要旨

- 遺産のうち20%は、彼の母親のキャサリン・ジャクソン、共同受託者であるジョン・ブランカ(彼の弁護士)とジョン・マクレーン(彼の友人の音楽関係者)が選ぶ慈善活動へ寄付する。
- その後、遺産税などを支払い、残った遺産のうち50%を、彼の子供3人に平等に、残りの50%の遺産は、彼の母親に分配する。
- 彼の母親に分配される遺産は、彼女のためのトラストに管理し、共同受託者が運営する。もし、彼女が死亡した場合、遺産の残額は、マイケルの子供3人に平等に分配される。
- 彼の子供3人に分配される遺産は、子供用に作ったトラストに管理され、共同受託者が運営する。
- 子供が21歳になったとき、トラストの収益は、すべて彼の子供に分配される。もし、子供が一般的な生活をする事や教育を受けることについて、トラストからの収入では不足すると共同受託者が判断したときのみ、遺産である元本を分配する。
- 彼の子供は、30歳までに、遺産である元本の1/3を、35歳までに、遺産である元本の1/2を、残りの遺産である元本は40歳のときに受取る。共同受託者が必要であると判断したときは、共同受託者には、それ以上に分配できる権限が与えられる。
- もし、マイケルの母親や子供たちが、彼よりも早く死亡したときは、慈善活動へ寄付する20%以外は、マイケルの3人の従兄弟、マイケルの甥たちに、上記の子供たちへのプランと同じように分配される。
- 彼の死亡時に子供が未成年であった場合、彼の母親が彼らの保護者・遺産管理者となる。母が亡くなるか、保護者になれない場合は、ダイアナ・ロスが保護者・遺産管理者となる。